こどもの性被害を防ぐために

保存版

保護者の皆さまにお願いしたいこと

1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。

保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利についてご理解をお願いします**。

参考パンフレット

ちかごろよく聞く　こどもの権利って！？
（こども家庭庁）

URL:https://www.cfa.go.jp/policies/childrights

「生命（いのち）の安全教育」

こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です（文部科学省）。

URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。

参考パンフレット

こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
（内閣府・こども家庭庁）
URL:
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child
※ サイト下部に当該パンフレットがございます。

性被害に関するご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。

誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。相談したことで、不利益を受けることはありません。

- 区立学校（担任、校長・副校長、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）
- 教育相談（渋谷区教育センター）　03-3463-3798
- 子どもとその家庭に関する相談窓口（渋谷区子ども家庭支援センター）　0120-135-415
- 東京都教育委員会「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」
  03-6411-6915　／　k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp
- 性暴力救援センター・東京「性暴力救援ダイヤルNaNa」　03-5577-3899

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。
URL:https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

こども性暴力防止法　検索

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの性被害を防ぐために

【渋谷区教育委員会】の取組

◆こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

＜「性暴力」の例＞

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮　等

起こさせません、見逃しません

- 面談・アンケート
- 相談窓口の設置
- 従事者への研修

などを実施しています。



職員の性犯罪前科を確認しています

（＊）法施行（令和8年12月25日）後順次

性犯罪前科がある職員は、性暴力のおそれを踏まえ、こどもと接する業務に従事させません。



（個別の確認結果は　法律上お伝えできません。）

◆区立学校の教職員は「不適切な行為」は行いません

性暴力につながる「不適切な行為」として、別紙の行為を定めています

◆万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。

ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。



⚠ このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。

「不適切な行為」の一覧

別紙

私的なコミュニケーション、面会、送迎等

- 児童・生徒と私的な連絡先（SNSアカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う
- 休日や放課後に、児童・生徒と二人きりで私的に会う
- 保護者の承諾がないまま、児童・生徒の自宅で二人きりになる
- 児童・生徒を自宅に招き、二人きりになる
- 不必要に、児童・生徒を一人で車に乗せて、送迎を行う

撮影

- 私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童・生徒の写真・動画を撮影・管理する
- 業務上必要と考えられる範囲外で、児童・生徒の写真や動画の撮影を行う

密室

- 不必要に児童・生徒と密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出すなど）
- 更衣や宿泊を伴う活動で、不必要に児童・生徒と対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂等を利用する

身体接触

- 児童・生徒に不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっているなど）
- 業務上必要でないのに児童・生徒を膝に乗せる、おんぶするなど
- 業務上必要でないのに児童・生徒にマッサージをする、児童・生徒にマッサージをさせる、寝かしつけの際に特定の児童・生徒とだけ添い寝をする
- 誘導時に必要以上に距離が近い

排せつ介助等

- 児童・生徒の発達段階や特性から考えて、不必要な入浴及び排せつ介助を行おうとする
- おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で交換する
- 児童・生徒が一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る
- 特段の必要性がなく特定の児童・生徒だけに排せつ介助を行おうとする

更衣

- 不必要に、更衣室や児童・生徒が更衣中の部屋に入室する
- 不特定多数の人の目がある中で児童・生徒に更衣をさせる

特別扱い

- 特定の児童・生徒に高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする
- 児童・生徒の容姿等を過度にほめる
- 特定の児童・生徒の介助等を、理由なく担当しようとする

その他

- 児童・生徒の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする
- 従事者が過度に肌を露出する（性的手なずけにつながる可能性）

私的なコミュニケーション、面会、送迎等（重大な不適切な行為）

- 保護者の意に反することを認識しながら、児童・生徒の自宅等で二人きりになる

身体接触（重大な不適切な行為）

- 児童・生徒の意に反して、必要以上に長時間抱きしめる
- 執拗に児童・生徒にマッサージをする